

第6回草津市農業委員会総会  
会 議 録

令和5年12月11日

## 第6回農業委員会（総会）

令和5年12月11日  
午後1時30分から  
市役所 行政委員会室

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 報告第30号  
農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告について（報告）… 2件
- 第 3 報告第31号  
農地利用変更届出について（報告）… 4件
- 第 4 議 第54号  
農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 6件
- 第 5 議 第55号  
農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 2件
- 第 6 議 第56号  
農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 2件
- 第 11 議 第57号  
農用地利用集積計画【農地中間管理権】（案）の決定につき、意見聴取することについて  
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 1件

## 1. 農業委員

### ・会議に出席した委員

1 番	奥村 厚夫	2 番	我孫子 利和	3 番	杉江 善博
4 番	角井 廣司	5 番	中島 春樹	6 番	中瀬 康夫
7 番	今井 修	8 番	田中 実	9 番	田中 治嗣
10 番	田中 廣之	12 番	木下 弥生	14 番	堀 裕子

### ・会議に欠席した委員

11 番	中島 健一	13 番	奥村 次一
------	-------	------	-------

## 2. 農地利用最適化推進委員

### ・会議に出席した委員

1 番	辻 善一	2 番	田村 茂	3 番	中野 孝彦
4 番	山本 光作	5 番	佐山 末男	6 番	山岡 康一
8 番	山元 憲司	9 番	片岡 正春	10 番	一浦 秀樹

## 3. 事務局

### ・会議に出席した職員

事務局長	相井 義博	参事	服部 英亜	主任	宇野 耀
------	-------	----	-------	----	------

### 農林水産課

副係長	中嶋 行範		山元 一子
-----	-------	--	-------

事務局長

では、定刻となりましたので、只今から第6回草津市農業委員会総会を開催いたします。

当面、感染症対策として適宜、換気のため窓・扉の開放を行いますこと、ご了承ください。

そして、会議途中に、体調がすぐれず、発熱の疑いがある場合、無理せず、お申し出いただきますよう、併せてお願いいたします。

総会開催に先立ちまして、12月10日に他界されました草津市農地利用最適化推進委員 山本隆臣さんのご冥福をお祈りし、1分間の黙とうを捧げたいと思います。

皆様、ご起立ください。

(黙とうはじめ)

(黙とう終わります)

事務局長

ご着席ください。

故山本隆臣委員は、委員長でもありましたことから、草津市農地利用最適化推進委員会運営要綱第3条には、「委員長に事故あるときはその職務を代理する」とされておりますことから、副委員長の辻善一委員が当面の間、推進委員会を総理いただくこととなります。

また、本日、臨時の運営委員会を開催させていただき、今後の対応について協議をさせていただきたいと思っておりますので、運営委員の皆様については、よろしく申し上げます。

本日、11番 中島健一委員、13番 奥村次一委員、が欠席されておりますが、出席委員は14名中12名で、定足数に達し、総会が成立しておりますことを御報告いたします。

また、本日は傍聴の方はおられません。

なお、議案説明については、個人情報に関係から個人が特定されない表現で説明等を行いますので、御了承願います。

本日は、協議報告事項で「地域計画策定にかかる委員手引(案)」等について協議をさせていただき、終了後、「タブレット端末操作研修」を予定しております。

繰り返しになりますが、研修終了後、臨時の運営委員会を開催しますので、運営委員の皆様については、よろしく申し上げます。

本日も長時間となりますことから、円滑な審議にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

事務局長           では、農業委員会憲章の唱和を行いますので、ご起立願います。  
私が、前文を私が読んだ後、「一、農業委員会は」と申し上げますので、続く  
文書の唱和をお願いします。

(農業委員会憲章の唱和)

事務局長           ありがとうございました。それでは、中瀬会長よろしく願いいたします。

会長               みなさま、こんにちは。年末のお忙しい中、総会にご出席をいただきまし  
てありがとうございます。さきほど事務局長から話がございましたように、  
山本推進委員さんがお亡くなりになられたことは、大変残念なことであると思  
っております。山本推進委員のご冥福をお祈り申し上げます。  
今年もあと20日余りとなりまして、気候は暖かい日、寒い日が交互にや  
ってきて年末らしくないなと思っているところです。こうした気候の変動が、  
農作物の収穫等に大きく影響をしないことを祈っているところです。  
今日の総会も円滑に進みますように、みなさまよろしく願いいたします。

会長               ただいまから、第6回草津市農業委員会総会を開会します。  
本日の議事日程は、予めお手元に配布いたしました通りであります。  
それでは、これより日程に入ります。  
日程第1会議録署名委員の指名を行います。  
会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、議席番号7番  
今井修委員、議席番号9番 田中治嗣委員、以上の兩人を指名いたします。

会長               次に、日程第2報告第30号「農地法第4条第1項第7号の規定による届  
出の報告について」番号1番と2番の案件を議題とし、事務局より報告事項  
の朗読と説明を願います。

事務局           報告第30号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について説明い  
たします。  
この届出は、市街化区域内の自己使用目的に伴う転用です。  
今月の届出は、2件です。議案書は、2ページでございます。

番号1番は、西渋川一丁目地先に住所を有する届出人が露天駐車場として、  
届出人が所有する西渋川二丁目地先の田1筆計369㎡を転用されようとする  
ものです。

届出地は、北側から乗り入れする計画で、10cm程度の造成工事となり

ます。

高低差が生じる箇所は無いため土留め工はなされません。

雨水排水は、浸透式とされます。

隣接地は、田・宅地・道路であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

番号2番は、野路町地先に住所を有する届出人が賃貸住宅建設を目的として、届出人が所有する野路町地先の田1筆433㎡と南草津プリムタウン一丁目の畑1筆177㎡計610㎡を転用されようとするものです。

届出地は、南側から乗り入れする計画で、地ならし程度の造成工事となります。

隣接地は、高低差がないため、コンクリートブロック等で境界工を行われます。

雨水排水は、申請地西側に新設する雨水桝に向けて勾配を付け、敷地西側の道路側溝へ放流されます。

隣接地は、宅地・道路・畑であり、農地の所有者は申請人であるため隣地承諾が必要な農地はございません。

なお、本届出につきましては、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問題ないものとし、番号1番は11月3日付、番号2番は11月13日付にて専決規定に基づき、局長専決により受理しております。

会長

以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗った上で、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長

発言が無いようですので、報告第30号を終わります。

会長

次に、日程第3報告第31号「農地変更届出について」番号1番から4番までを議題とし、事務局より報告事項の朗読と説明を願います。

事務局

次に、日程第3報告第31号農地変更届出について説明いたします。

この届出は、田から畑へと利用形態および地目を変更されようとするものです。

今月の届出は、4件です。

議案書は3ページから4ページをご覧ください。

番号1番は、届出人たる、2者が共有する野路町地先の田1筆117㎡について農地変更届を提出されました。

届出地は、10cm程度の盛土が行われます。

隣接地は、宅地・道路・水路であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

なお、畑へと変更された後は、ナス、イモを栽培される予定です。

番号2番は、届出人たる、本人が所有する矢橋町地先の地目田、現況畑1筆198㎡について農地変更届を提出されました。

届出地は、現状畑として既に利用されているため、地目を現況に合わせるように届出されているものです。

隣接地は、田・道路・水路であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

畑では、キュウリ、白菜、ジャガイモなどを栽培されます。

番号3番は、届出人たる、本人が所有する駒井町地先の地目田、現況畑1筆67㎡について農地変更届を提出されました。

届出地は、現状畑として既に利用されているため、地目を現況に合わせるように届出されているものです。

隣接地は、畑・宅地・道路であり、農地の所有者は申請人であることから、隣地承諾が必要な農地はございません。

畑では、野菜、花きなどを栽培されます。

議案書4ページをご覧ください。

番号4番は、届出人たる、本人が所有する駒井沢町の地目田、現況畑2筆計1,373㎡について農地変更届を提出されました。

届出地は、現状畑として既に利用されているため、地目を現況に合わせるように届出されているものです。

隣接地は、田・宅地・河川・道路であり、農地の所有者は申請人であることから、隣地承諾が必要な農地はございません。

畑では、柿、ミカン、野菜を栽培されます。

以上4件、添付書類等を確認いたしました。不備等はありませんでしたので、番号1番、2番は11月10日付け、番号3番は10月27日付け、番号4番は11月9日付けにて受理しております。

会長

以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗った上で、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長

発言が無いようですので、報告第31号を終わります。

会長

次に、日程第4議第54号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から6番までの案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局

議第54号農地法第3条第1項の規定による許可について説明します。

この申請は、農地の権利移転・権利設定にかかる申請です。

今月の申請は、6件です。

議案書は、5ページから6ページです。

番号1番は、矢倉一丁目に住所を有する譲受人が、譲渡人所有の矢倉一丁目地先の畑1筆49㎡地目宅地、現況畑1筆49.58㎡、計98.58㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲渡人と譲受人は親族であり、かねてより申請地を譲受人の家族が耕作されており、今般、売買の話がまとまったため本申請をなされました。

栽培計画については、果樹、露地野菜を栽培される計画です。

また、農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、第1号の全部効率利用要件については、営農計画を確認したところ、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため、該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、生産組合長より同意をいただいていることから、問題ございません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

番号2番は、南笠町に住所を有する譲受人が、譲渡人が所有する南笠町地先の田1筆680㎡を売買にて取得されようとするものです。



申請地は、譲受人の住宅隣接地にあり、かねてより耕作放棄地となっておりました。

譲渡人は、今後も耕作を行う見込みがないことから、今般、従弟である譲受人へ売買されることになりました。

栽培計画については、水稻を作付される予定です。

また、農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、第1号の全部効率利用要件については、現在所有する農地について全て耕作されており、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため、該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、お住まいの地域であり問題ございません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

番号3番は、北山田町に住所を有する譲受人が譲渡人の所有する、北山田町地先の田2筆計3,226㎡を売買にて取得されようとするものです。

申請地は、かねてより譲受人が耕作されており、今後も耕作される意向のない譲渡人との間で売買の話がまとまったため、本申請が行われました。

栽培計画については、水稻を作付される予定です。

また、農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、第1号の全部効率利用要件については、現在所有する農地について全て耕作されており、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため、該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、お住まいの地域であり問題ございません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

番号4番は、下笠町に住所を有する譲受人が譲渡人の所有する、下笠町地先の畑1筆142㎡を贈与にて取得されようとするものです。

譲渡人は、県外にお住まいであり、申請地の管理に苦慮されておりました。

申請地は、狭隘な道路の行き止まり箇所であり、進入の難しい土地であることから、なかなか受人が見つかりませんでした。隣接地に居住している

譲受人が農地としての利用を希望され、贈与として本申請をされることになりました。

栽培計画については、露地野菜を作付される予定です。

また、農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、第1号の全部効率利用要件については、営農計画を確認したところ、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため、該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、生産組合長より同意をいただいていることから、問題ございません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

番号5番は、下笠町に住所を有する譲受人が譲渡人の所有する、下笠町地先の田1筆600㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲渡人は、同町内で花屋を経営されており、経営が多忙であることから、申請地の売却を望まれておりました。

近隣で営農規模の拡大を望まれていた、譲受人との間で話がまとまり、本申請をなされました。

栽培計画については、水稻を作付される予定です。

また、農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、第1号の全部効率利用要件については、現在所有する農地について全て耕作されており、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため、該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、お住まいの地域であり問題ございません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

番号6番は、志那中町に住所を有する譲受人が譲渡人の所有する、志那中町地先の田2筆2,508㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲渡人は、県外に在住しており、耕作する予定もないことから、親族である譲受人と話し合った結果、売買にて所有権を移転されることになりました。

栽培計画については、水稻を作付される予定です。

また、農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、第1号の全部効率利用要件については、現在所有する農地について全て耕作されており、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため、該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、お住まいの地域であり問題ございません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

また、御存じの方もいらっしゃると思いますが、申請人は、申請地含む一帯を違反転用されていた過去がございます。

しかしながら、令和2年度より、農業委員会からの指示に従い、当時の農業委員の協力も得ながら、申請地一帯を耕作できる状況まで復旧され、麦を植えることができる程度まで復田されました。

また、過去の行いを反省されていることもあり、事務局としては本申請については問題ないものと判断いたしました。

以上、許可申請6件につきまして、添付書類等を確認いたしましたが、不備等はないものと考えますので、ご審議賜りますようお願いいたします。

会長

以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

番号1番の案件につきましては、議席番号2番委員をお願いします。

2番

現地確認をさせていただきました。事務局からの説明がありましたとおりでございます。問題等はありません。よろしくお願いいたします。

会長

番号2番の案件につきましては、議席番号3番委員をお願いします。

3番

3番推進委員さんと現地確認をいたしました。田として維持されていくとわかりましたので、何の問題もございません。よろしくお願いいたします。

会長

番号3番の案件につきましては、議席番号5番委員をお願いします。

5 番 現地確認いたしました。何の問題もございません。よろしくお願いいたします。

会長 番号4番と5番の案件につきましては、議席番号8番委員をお願いします。

8 番 4番の案件でございますが、県外の方が相続で所得されたところに雑草が生えたままになっておられましたが、今回話がまとまり譲受人さんも野菜の作付けが出来る喜んでおられました。何の問題もございません。

5番の案件ですが、耕作放棄地に近い状態で、雑草が生い茂っておったところでもございましたが、近くで水稻をされていた譲受人と話がまとまり、申請をされました。何の問題もございません。よろしくお願いいたします。

会長 番号6番の案件につきましては、議席番号9番委員をお願いします。

9 番 推進委員さんと現地確認をいたしました。田んぼはきれいな状態でもございました。問題ありません。よろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗った上で、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。  
採決に入ります。

ただいま議題となっております議第54号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から6番までの案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。

よって、議第54号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から6番までの案件を原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第5議第55号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番と2番の案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局 議第55号農地法第4条第1項の規定による申請について説明させていただきます。

この申請は、市街化調整区域内の自己使用目的に伴う転用です。

今月の申請は、2件です。議案書は、7ページです。

番号1番は、農作物処理・加工・販売施設として、野路三丁目に本社を構える申請人が矢橋町地先の田1筆3,958㎡、畑1筆112㎡、計4,070㎡を転用されようとするものです。ほか、議第56号1番と関連する案件がございます。

申請人は、令和4年度に農地所有適格法人として、法人を設立され、南山田町地先で苺の苗栽培を行われております。

また、申請地の近傍では、幅10m弱・奥行60m強のイチゴハウス21棟、幅6m、奥行30m強のイチゴハウス6棟を建築・造成途中で、完成しますと国内最大級の規模となります。

本申請は、新設されるイチゴハウス等で収穫したイチゴの加工、処理、販売施設の建築を目的としております。

施設概要ですが、加工および処理を行う作業場、収穫物の直売所などの施設等がございます。

申請地は、約80センチ程度の盛土をされる予定であります。

高低差が生じる、東側、南側には土留め工として擁壁を設置されます。

雨水排水の処理は、敷地南側に新設するU字溝から水路へ放流されます。

隣接地は、宅地・田・道路・雑種地であり、農地の所有者から隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域外の農地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、工事見積書、残高証明書、融資証明書の添付があり事業の目的が確実に果たされると判断されます。

番号2番は、住宅敷地として、申請人が共有する、志那中町地先の地目畑、現況宅地1筆138㎡、地目田、現況宅地33㎡、計171㎡を転用されよ

うとするものです。

申請地は、昭和51年ごろに申請人の父が住宅を増築した際に、住宅敷地の一部として利用され、今日に至ります。

申請人は、平成27年に申請地を相続されましたが、今般、売却されるにあたり、農地転用許可を得ていなかったことが発覚したため、顛末書を添付のうえ申請がなされました。

顛末案件であるため、新たな造成工事はございません。雨水排水については、浸透式で対応されます。

隣接地は、宅地・田・地目田、現況宅地であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、顛末案件であることから事業の目的が確実に果たされると判断されます。

以上、2件、添付書類等確認いたしました。不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長

以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。番号1番の案件につきましては、議席番号4番委員をお願いします。

4番

4番推進委員さんと現地確認をいたしました。南側に田が残っておりますが、水路を作り排水路を作ることを確認いたしました。周囲の田んぼに影響はないと判断いたしました。他は事務局からの説明のとおりであります。問題はありません。よろしくお願いいたします。

会長

番号2番の案件につきましては、議席番号9番委員をお願いします。

9番

事務局からの説明のとおりであります。顛末案件でございます。問題等はありません。よろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗った上でご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。  
採決に入ります。

ただいま議題となっております議第55号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番と2番の案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。

よって、議第55号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番と2番の案件は原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第6議第56号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から3番までの案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局 議第56号農地法第5条第1項の規定による申請について説明させていただきます。

この申請は、市街化調整区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の申請は、3件でございます。議案書は、8ページから9ページです。

番号1番は、議第55号1番と関連する案件でございます。野路三丁目に本社を構える法人こと、借受人が農作物処理・加工・販売施設の駐車場として、貸渡人が所有する矢橋町地先の畑1筆376㎡を賃貸借にて借受け、転用されようとするものです。

先に議題とした案件と一体的に利用されるため、造成計画、排水計画については先ほど説明したとおり、申請地は、約80センチ程度の盛土をされる予定であります。また、高低差が生じる、東側、南側には土留め工として擁壁を設置されます。雨水排水の処理は、敷地南側に新設するU字溝から水路

へ放流されます。

隣接地は、田・畑・堤・雑種地であり、農地の所有者からは同意を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域外の農地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、工事見積書、残高証明書、融資証明書の添付があり事業の目的が確実に果たされると判断されます。

一般基準については、工事見積書、融資証明書の添付があり事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

番号2番は、南草津三丁目に住所を有する、借人が、自己用住宅として、貸人が所有する南山田町地先の田1筆251m<sup>2</sup>を使用貸借にて借受け、転用されようとするものです。

申請人の関係は、親子です。

借受人は、現在、南草津三丁目に仮住まいされておりますが、子供が誕生したこともあり、手狭となっていることから、実家に近い申請地を住宅適地と考え、本申請をなされました。

申請地は、北側の道路高に合わせるよう、約60cm程度の盛土を行われます。

雨水排水については、敷地北、東、南側にU字溝を設置し、そこから南側水路へ放流されます。

隣接地は、道路・地目田、現況雑種地・田であり、農地については申請人の所有地であることから、隣地承諾が必要な農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。

また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、工事見積書・融資証明書の添付があり事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。



番号3番は、大津市で不動産業および土木建設業を営む、譲受人が露天資材置場として、譲渡人が所有する芦浦町地先の田6筆、計2,473㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

申請人は、不動産業および土木建設業を営んでおり、住宅開発のニーズが高い、草津市内で資材置場の確保をかねてから検討されており、申請地を適地と判断し、所有者と売買交渉を行ってきたところ、今回話がまとまったため、本申請をなされました。

西側の市道を進入路とするため、道路高に合わせるように、50cm程度の盛土を行われます。

高低差が生じる、西側の一部に擁壁を設置されます。

雨水排水については、敷地北側、東側、中央部に設置するU字溝から、西側道路側溝へ放流されます。

隣接地は、田・道路・里道であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、工事見積書、通帳の写しの添付があり事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

以上3件、添付書類等確認いたしましたが、不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

会長

以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。1番の案件につきましては、議席番号4番委員をお願いします。

4番

事務局から説明がありましたとおりでございます。問題はございません。よろしく願いいたします。

会長

2番の案件につきましては、私、議席番号6番が補足説明を行います。

6 番 概要につきましては、事務局からの説明のとおりです。10月29日、6番推進委員さんと現地確認を行いました。孫夫婦の住宅を建築するということで申請がありました。周囲は、西側に自己所有の農地があるのみでございます。問題はございません。よろしくお願いいたします。

会長 3番の案件につきましては、議席番号10番委員をお願いします。

10番 10番推進委員さんと現地確認を行いました。荒れ果てて近隣の方々が大変困っておられた放棄地でありました。そこを露天駐車場、露天資材置場にされるということで申請がなされました。事務局からの説明がありましたとおりでありまして、問題はございません。よろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗った上で、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第56号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から3番までの案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。

よって、議第56号農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、番号1番から3番までの案件は原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第7議第57号「農用地利用集積等促進計画【農地中間管理権】(案)の決定につき、意見聴取することについて」を議題としますが、この案件については、議席番号3番 杉江善博委員、議席番号9番 田中治嗣委員、議席番号10番 田中廣之委員、議席番号12番 木下弥生委員、の各農業委員は、法人の代表者、本人、配偶者でございますことから、「農業委員

会等に関する法律第31条第1項」に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をいただきます。関係事案の終了後には、再入室いただきます。では、議席番号3番 杉江善博委員、議席番号9番 田中治嗣委員、議席番号10番 田中廣之委員、議席番号12番 木下弥生委員の各委員は退席を願います。

なお、私、6番の中瀬康夫の氏名が「権利を設定する者」として掲載されていますが、「権利の設定を受ける者」とは異なり、権利設定にかかる審査はありません。よって、一委員としての議決権を有さない、議長としての採決権のみを有する立場で、会議を進行いたします。

また、このことは、滋賀県農業会議に照会し、委員会の判断に委ねるという回答をいただき、対応していることを申し添えます。

また、議席番号5番 佐山末男委員も名簿に記載されていますが、推進委員であり、議決権を有しないため、退席はいただきませんことを申し添えさせていただきます。

(各委員 退席)

会長                    それでは、議第57号「農用地利用集積等促進計画【農地中間管理権】(案)の決定につき、意見聴取することについて」を議題として、農林水産課より議案の朗読と説明を願います。

農林水産課            議題57号農用地利用集積等促進計画(案)のご説明の前に、お手元にお配りしております差替え資料について、ご説明させていただきます。

こちらは、11月10日の農業委員会でご審議いただき、令和5年11月30日に公告しました筆一覧になります。その中の、借り手(耕作者)●●●●さんのご住所の一部に間違いがありました。訂正箇所は住所の最後の枝番になります。入力の際の確認ができておりませんでした。申し訳ありません。

それでは、議第57号農用地利用集積等促進計画(案)について、説明させていただきます。

こちらは、農地中間管理事業の促進に関する法律(平成25年法律第101号)第19条3項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画(案)について、農業委員会の意見を求めるものです。

2ページ目は今回の農地利用集積等促進計画による面積の集計でございます。左上を御覧いただきまして、今回は全体で101筆、計158,993.05㎡の農地に利用集積等促進計画の申請がありました。内訳といたしましては、田が、99筆で面積は157,881.05㎡、畑が2筆で面積は1,05

2 m<sup>2</sup>です。続きまして、右の表に移ってください。設定後の累計数値となります。全体の合計筆数は718筆、面積は178万8,622.05 m<sup>2</sup>となっております。

内訳といたしましては、田が696筆で、116万3,188.05 m<sup>2</sup>、畑が22筆で、1万5,434 m<sup>2</sup>です。

また、右端の表ですが、今回新たに促進計画を提出する予定の筆数を、設定期間別に集計したものととなります。3年未満が4筆、3年未満6年以上が6筆（うち3年が4筆）6年未満9年以上が0筆、9年以上12年未満が91筆、計101筆です。農地の詳細につきましては3ページ目以降に掲載しておりますが、詳細な説明は省略させていただきます。

以上で令和6年1月31日公告予定の、農用地利用修正等促進計画の内容についての説明を終わります。御審議の程、よろしくお願い申し上げます。

会長

以上で農林水産課の説明が終わりました。これから質疑に入ります。

ただいまの農林水産課の説明に対して、発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗った上で、ご発言いただきますようお願いいたします。

(質問・意見なし)

会長

無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第57号「農用地利用集積等促進計画【農地中間管理権】(案)の決定につき、意見聴取することについて」を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長

議決権を有しない私を除き、挙手全員であります。

よって、議第57号「農用地利用集積等促進計画【農地中間管理権】(案)の決定につき、意見聴取することについて」は、原案のとおり決定いたしました。

会長

審議が終了しましたので議席番号3番 杉江善博委員、議席番号9番 田中治嗣委員、議席番号10番 田中廣之委員、議席番号12番 木下弥生委員の入場を認めます。

(委員 再入室)

会長

以上で、本日の会議に付議された許可等の各案件は、すべて議了されたものと認めます。

閉会 15時05分

草津市農業委員会会議規程第19条

第2項によりここに署名する

令和5年12月11日

会 長 中瀬 康夫 \_\_\_\_\_

署名委員 中島 健一 \_\_\_\_\_

署名委員 奥村 次一 \_\_\_\_\_